


令和4年度 第2回

定期巡回随時対応型訪問介護看護

介護医療連携推進会議

悠寿の杜 定期巡回随時対応型訪問介護看護ステーションいこい



《報告内容》

- ① 令和4年度 事業計画
- ② 利用者のご利用状況
- ③ 活動状況報告
- ④ 事例報告

令和4年度 事業計画

令和4年度 定期巡回随時対応型訪問介護看護ステーションいこい事業計画

《事業方針》

- ・「家で暮らしたい」というお思いを支援いたします。
- ・「自立」「自律」を支援いたします。
- ・生活の一部としてご利用者、ご家族を心身共に支えます。地域と繋がりを大切にします。

《重点目標》

- ・ご利用者の立場で考え、出来る事、出来ないところの明確化と必要以上に手を出しすぎないこと（残存能力の活用）を職員間で共通理解を行い、在宅で自立した生活が送れるように支援する。
- ・定期巡回サービスの周知活動を最大限に努力し、定期巡回の発展に努める。

利用者のご利用状況

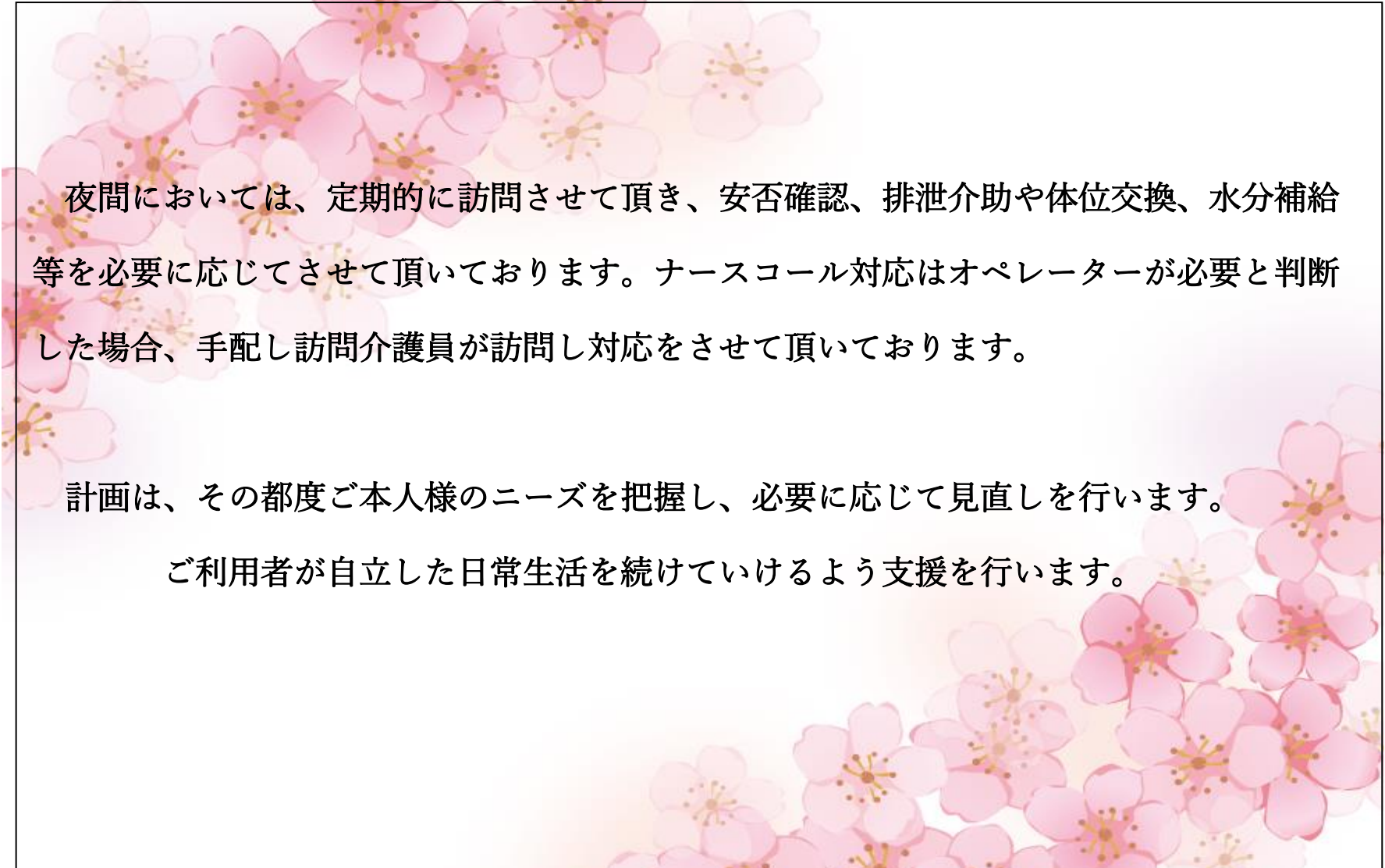
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
男性(名)	2	2	2	2	2	2	2	2
女性(名)	10	13	13	13	13	12	12	12
合計(名)	12	15	15	15	15	14	14	14
平均介護度	3.41	3.13	3.13	3.2	3.2	3.21	3.21	3.7

活動状況報告

定期巡回随時対応型訪問介護看護いこいでは、ケアマネジャーが作るケアプランに基づいて、介護計画を作成し計画に沿って支援をさせて頂いております。

定期的な巡回サービスでは、毎日の安否確認・体調管理、起床・就寝介助、排泄介助、服薬介助や室内の環境整備など日常生活上の支援をさせて頂いております。

随時対応サービス及び随時対応訪問サービスでは、オペレーターがナースコールを受け、対応し、必要と判断した場合サービスの対応の手配を行います。その要請を受け、随時、訪問介護員等が居室に訪問し排泄介助、水分補給等といった日常生活上の世話をさせて頂いております。

The background of the slide is a soft-focus image of pink cherry blossoms with yellow centers, scattered across the page. The text is centered within a white rectangular area that has a thin black border.

夜間においては、定期的に訪問させて頂き、安否確認、排泄介助や体位交換、水分補給等を必要に応じてさせて頂いております。ナースコール対応はオペレーターが必要と判断した場合、手配し訪問介護員が訪問し対応をさせて頂いております。

計画は、その都度ご本人様のニーズを把握し、必要に応じて見直しを行います。

ご利用者が自立した日常生活を続けていけるよう支援を行います。

事例報告①

長年悠寿に入居されているご利用者様。要介護4の方で車椅子を使用されている。

居室には、立ち上がりができるため、ベッドとトイレの中に手すりを設置されていた。

令和4年11月初旬に急な腰痛の訴えがあり病院受診、第4・5腰椎圧迫骨折と診断される。

転倒等されていない中での圧迫骨折のため、今後の身体介護の対応を検討。

《支援体制変更事項》

日中の定期訪問ではトイレへの誘導をしていたが、腰を捻る動作があることから取りやめ、ポータブルトイレでの排泄介助を行う。（ベッド柵を使い、真っすぐ立って頂きその後ろにポータブルトイレを設置し、座って頂くようにする。）

対応時間は食事前後とDSに行かない曜日の10時・16時に誘導・排泄の促しを行う。

毎週1回の骨粗鬆症治療の注射を打つための受診準備の時間を作る。

《事例経過》

- ・ 受診後1週間は腰の痛みがあり、起床時間を無理しないよう短くし、安静にして頂く。

(おむつでの対応を行う。)

- ・ 1週間後、日中は車椅子に座っているだけなら痛みの訴えが無くなる。

(ポータブルトイレでの対応を始める。)

- ・ その後は、徐々に痛みの訴えもなくなり、立ち上がりもスムーズに出来るようになる。

《サービスの効果》

- ・ 統一したケアを続けることで、どの職員でも安全に介助を行うことができた。
- ・ 排泄の状態を確認でき、水分摂取の状態や薬の調整等を行うことができた。

事例報告②

長年悠寿に入居されているご利用者様。 要介護4の方で歩行器を使われている。

居室にトイレまでの手すりを設置し、歩いてトイレまで行けるようにされている。

歩行器でもトイレ前までいける幅はあるように配置している。少し歩いて手の届く範囲にハンガーラックやタンスを設置している。

令和5年2月に洋服を掛けようとされ足に力が入らず座り込みをされていた。

《支援体制変更事項》

立ち上がりに時間がかかるようになり、歩行も歩行器がなければ難しくなられていることから、ベッドからトイレの歩行をしやすいよう、ベッドの配置を変更。ハンガーラックやタンスをベッドから手の届く範囲に設置し直す。

夜間帯のポータブルトイレの使用を再度声掛けする。

体力低下や誤嚥性肺炎予防の為に、横になっている時間を少しでも少なくするため、昼食後に生活支援入れるなど、時間の変更をする。

《事例経過》

- ・ベッドの配置変更当日、ご本人様が確認されると動きやすいと話される。しばらく、様子を見るため、定期的に訪問するようにする。（10時.15時.20時の時間帯）
- ・夜間帯の定期訪問時、無理をしないようポータブルトイレ使用の声掛けを行い、排泄の確認も行う。
- ・昼食後、定期訪問で生活支援を入れることで、食後直ぐにベッドに横ならないよう声掛けを行う。



《サービスの効果》

- ・生活支援を昼食後に入れることで、直ぐにベッドに横になることがなくなり、離床に繋がった。
- ・ベッドの配置を動かしたことで、歩行器を動かすスペースができ、方向転換ができやすくなった。
- ・定期的な訪問で、トイレの失敗をすることが少なくなり、清潔を保つことができた。
- ・トイレに行く時間が把握でき、行く時間に歩行の見守りや介助を行うことができた。